

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.112

【事務局】北海道立消費生活センター <https://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

特別相談「消費者トラブル110番」を実施しました

北海道立消費生活センターは、札幌弁護士会と共催で、毎年2回、休日に特別相談を実施しています。このたび10月22日(土)午前10時から午後3時まで特別相談「消費者トラブル110番」を実施しました。相談当日は、電話や面談により消費生活相談員と弁護士と一緒に消費者からの相談に対応しました。概要は次の通りです。

1 相談件数及び相談者の属性等

(1) 相談件数は14件

(2) 契約当事者属性

・契約当事者性別内訳……男性6件、女性5件、事業者2件、不明1件。

・契約当事者年代内訳……10歳代1件、40歳代5件、60歳代2件、70歳代3件、不明3件。

・契約当事者の職業別割合内訳……給与生活者5件、家事従事者1件、学生1件、無職4件、不明3件。

・相談者属性の内訳……契約当事者本人から相談9件、家族からの相談2件、その他3件。

(3) この特別相談を知ったきっかけ

・テレビ3件、消費生活センター5件、ホームページ3件、その他1件、不明2件。

2 主な相談事例

【事例1】土地・建物所有者の権利譲渡が行われた契約中の納骨堂から遺骨を引き取った。既に支払った分の返金を求めたいが対応を知りたい。

【事例2】インターネットでFXのテキストを購入後、電話でサポートを勧誘され契約。クーリング・オフしたが返金を断られて納得できない。

【事例3】訪問販売で排水管工事を勧誘されて工事が行われたが、やり直し工事が必要と判明。今後の対応はどうしたらいいか。

その他には、賃貸住宅関連や身に覚えのない請求など多岐にわたる内容の相談が寄せられました。今後も札幌弁護士会の協力のもと、道民の被害救済、未然防止に取り組んでいきたいと考えております。

特別相談を実施するにあたり、各関係機関の皆様におかれましては、相談者への案内や、ウェブサイト等への掲載など、周知にご協力をいただきありがとうございました。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 **050-7505-0999**

警察相談専用電話 **#9110**



『特殊詐欺被害者等に対するアンケート調査結果から』

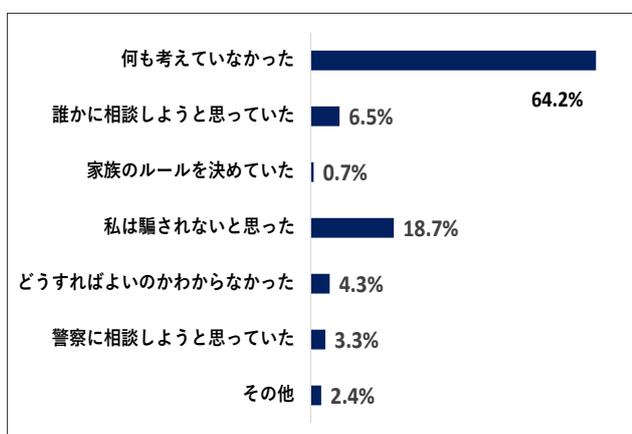
北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策室

令和4年10月付で北海道警察本部から『特殊詐欺被害者等に対するアンケート調査結果』が公表されました。その一部を紹介します。(P5より一部抜粋)

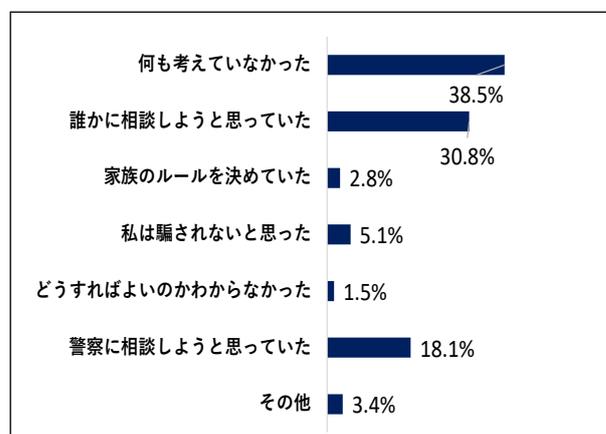
下表は、『被害に遭わないための備え』について「だまされた人」と「だまされなかった人」の調査結果です。「だまされた人」は、「私は騙されなかった」と思った18.7%、「家族のルールを決めていた」0.7%、「警察に相談しようと思っていた」3.3%となっています。

一方、「だまされなかった人」は、「だまされた人」と比較すると「私は騙されなかった」と思った(5.1%)は低く、「誰かに相談しようと思っていた」(30.8%)、「警察に相談しようと思っていた」(18.1%)は高くなっています。「だまされなかった人」を手本に電話を取るとき「家族のルールを決めたり」、お金を要求されてもすぐに支払わず、その前に「警察に相談したり」、近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

被害に遭わないための備え(だまされた人)



被害に遭わないための備え(だまされなかった人)



北海道警察本部ホームページ 「特殊詐欺被害者等に対するアンケート調査結果」より

URL : https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/sagi/00_menu/pdf/anke-to0410.pdf

警察相談専用電話 **#9110** お近くの消費生活相談窓口 ☎ 消費者ホットライン **188**
北海道立消費生活センター 相談専用電話 **050-7505-0999**

『きらめつく(No.136 11月号)』で特殊詐欺を特集

北海道立消費生活センターが発行している『きらめつく(No.136 11月号)』で「防ごう 特殊詐欺!」を特集しました。住民の啓発に活用してください。

北海道立消費生活センターHP

TOP センターニュース「きらめつく」 → 最新号 No.136 (2020年11月号)

https://www.do-syouhi-c.jp/centernews/c_news_136.pdf

国税庁等を名乗る不審なメールにご注意を

国税庁や税務署等の実在する公的機関を名乗る不審メールが届き、URL へ誘導する事例が見つかっています。もしも、パソコンやスマートフォン等のアドレスへ SMS（ショートメッセージサービス）が届いても記載されている URL や電話番号に絶対アクセスしてはいけません。

公的機関の公式サイトを検索したり、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください。

下記の文章は、北海道立消費生活センターに実際に届いたメールの一部です。国税庁の公式ホームページも注意喚起されていますのでご確認ください。

税務署からの【未払い税金のお知らせ】

e-Tax をご利用いただきありがとうございます。

あなたの所得税（または延滞金（法律により計算した客助）について、これまで自主的に納付されるよう催促してきましたが、まだ納付されていません。

もし最終期限までに納付がないときは、税法のきめるところにより、不動産、自動車などの登記登録財産や給料、売掛金などの債権などの差押処分に着手致します。

納税確認番号:****3679

滞納金合計:40000 円

納付期限: 2022/09/13

最終期限: 2022/09/13（支払期日の延長不可）

お支払いへ? <https://www.nta.go.jp>

※ 本メールは、【e-Tax】国税電子申告・納税システム(イータックス)にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元：国税庁

Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

国税庁公式ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

北海道立消費生活センター

相談専用電話番号 **050-7505-0999**

(受付時間：平日 9:00～16:30)

※相談は無料です。通話料のみご負担ください。また、HP からメール相談もできます。

お近くの消費生活相談窓口

 消費者ホットライン **188**

道内市町村消費者行政担当者さまへ

住民への啓発にネットワークニュースをご活用ください。北海道立消費生活センターのホームページでバックナンバーもご覧いただけます。

高齢者や障がい者を含めた地域住民の消費者被害を皆様のお力をもって守るため、消費者安全確保地域協議会又は見守りネットワークの設置のご検討をよろしくお願い申し上げます。

※連絡先 北海道消費者協会 消費者教育推進及び地域ネットワーク設置促進員

電話 011-221-4217 FAX 011-221-4219

e-mail keihatsu@do-syouhi-c.jp



ロマンス投資詐欺の手口

出会い系サイトやマッチングアプリ等で、外国人などを名乗る相手とマッチングが成立

他のサービスでやり取りしようといわれる
・投資を勧められる

指示通り送金する
・投資サイト上で利益が出ているように表示される
・さらに高額投資するよう勧められる

さまざまな名目で入金を要求され、出金できない

マッチングの相手、投資サイト運営事業者と連絡がとれなくなる

私たちの将来のために貯金を殖やしたいから、投資をしてみませんか？

投資はよくわからないから
ちょっと...

私の説明通りやれば大丈夫
教えてあげます！

このサイトで、まずは少額から
投資してみてください

<http://nisetoushisiteXXX.com/>

たとえば
こんなカンジ

